

住所  
氏名

様

広島市長 松 井 一 實  
( 企 画 総 務 局 総 務 課 )

## 行政財産使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のありました本市行政財産の使用については、次の条件を付けて許可します。

1 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	種 類	種 目	数 量	許 可 部 分	備 考
本庁舎	広島市中区国泰寺町 一丁目6番34号	建物	広告マット	1枚・2.7㎡ 1.5m×1.8m	別図のとおり	

- 2 使用者は、許可物件を広告マットの設置を目的として使用しなければならない。
- 3 使用許可の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 4 使用料は 円とし、別途市の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに納付しなければならない。
- 5 マットの設置位置は、1月単位で市の定めるローテーションにより変更する。
- 6 マットは2週間毎に洗浄し、取替えを行うこと。
- 7 使用料を納付期限までに完納しないときは、「広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」第4条の規定に基づき計算した延滞金を、当該使用料に加算して納付しなければならない。
- 8 既納の使用料及び延滞金は、市において相当な理由があると認めた場合を除くほか、これを還付しない。
- 9 使用許可期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情変更が生じたときは、使用料を改定することができる。
- 10 使用者は、許可物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 11 使用者は、許可物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。
- 12 使用者は、許可物件の原状を変更し、又はこれに工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ文書により市の承認を受けたときはこの限りでない。
- 13 次の各号の一に該当するときは、市は使用許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。ただし、この場合に使用者に損害が生じても、市はその補償をしない。
  - (1) 市において許可物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
  - (2) その他市において必要があるとき。

- (3) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (4) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- 14 本市の業務上やむを得ないとき、市があたかも使用者を推奨しているかのような宣伝広告を行ったとき、その他特に必要があると認めるときは、広告マットの設置を一時中止することができる。
- 15 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し、市に返還しなければならない。
- 16 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市は使用者の負担でこれを行うことができる。
- 17 使用者は、その責めに帰する理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、市にその損害額を賠償しなければならない。
- 18 前項に掲げる場合のほか、使用者は、許可条件を履行しないため市に損害を与えたときは、市にその損害額を賠償しなければならない。
- 19 使用者は、許可物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を市に請求することができない。
- 20 市は、許可物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、維持・使用に関し指示することができる。
- 21 この許可条件に関し疑義があるとき、その他許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市の決定による。
- 22 使用者は、この使用許可書の交付を受けると同時に、この許可書に掲げる条件を遵守する旨の誓約書を市へ提出しなければならない。
- 23 この使用許可について不服があるときは、この許可書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に対して審査請求をすることができる（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過している場合は、審査請求をすることができない。）。
- また、この使用許可については、この許可書を受け取った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（広島市長が被告の代表者となる。）として、取消しの訴えを提起することができる（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過している場合は、取消しの訴えを提起することができない。）。